

## 第二章 岡山村について

この史料集に収録した文書はほぼ幕末期の岡山村に関係する文書である。参考のため幕末期岡山村の概要について記しておく。詳しく述べては『四條畷市史』第六巻民俗編（三八頁～一八頁）をご参照願いたい。

岡山村は生駒山系からつながる忍岡丘陵を東部に含み、西方の平坦部に耕地が分布し、北の讚良川、南の岡部川によって挟まれた東西に広がる村である。平坦部東端に東高野海道、西側に枚方道が南北に通っていた。東側丘陵部の赤山には役行者堂があり、もとは氏神三社もここに鎮座していた。西側中心部の小山忍岡は御勝山とよばれ、家康秀忠が大坂夏の乱のとき陣地をおいた由緒地となつており、江戸期半ば以降には氏神もここに遷座されていた。（なお赤山役行者堂も近代に入つて開発のためにここに移されている）。その小山の周囲に中心集落が形成されたが、その中でひときわ大きな屋敷であったのが、陣所のとき「台所役」を勤めたという高橋孫兵衛家であった。高札場と郷蔵もその家に接して設けられていた（図2）。

岡山村の村高は四五九、九九一石（反別三三町四反一畝二五歩）で、そのうち田は七八%を占めていたが東側丘陵部の「山田」も相当部分を占めており水利や土壤すべてが良好というわけではない。田のうち八割は稻作だが、二割は木綿作だと記されている（弘化五年明細帳）。また一つ問題なのは隣村の砂東・砂西村と岡山村はもとは一つの村であったのが、元和年間に三か村に分れたものの、村の耕地は三か村の間に入組んだ錯雜状態にあつたことである。そのため土地や用水や氏神などに絡んだ問題は三か村共に関係するものとして、「砂岡三ヶ村」という表記

で三か村一体で対応している事が多くみられる。用水はすべて池掛りといい、北ノ大池（新池）・新間池・鳥が池・蜻蛉池などの溜池に頼り、南北の河川からの引水は他村が優先権を持ち岡山村の利用は一部に限られていた。

弘化五年（一八四八）、家数は一一軒、うち四八軒高持、五〇軒無高とあり、無高の多さが目を引く。人口は五〇九人（男二四六・女二六八）であった。注意されるのは家数の内「拾四軒 庄屋年寄長百姓家」とあることである。これは村役人層の家がこの一四軒に固定世襲され、「長百姓」と称していたことを示す。この家々は村が家康秀忠陣所とさ

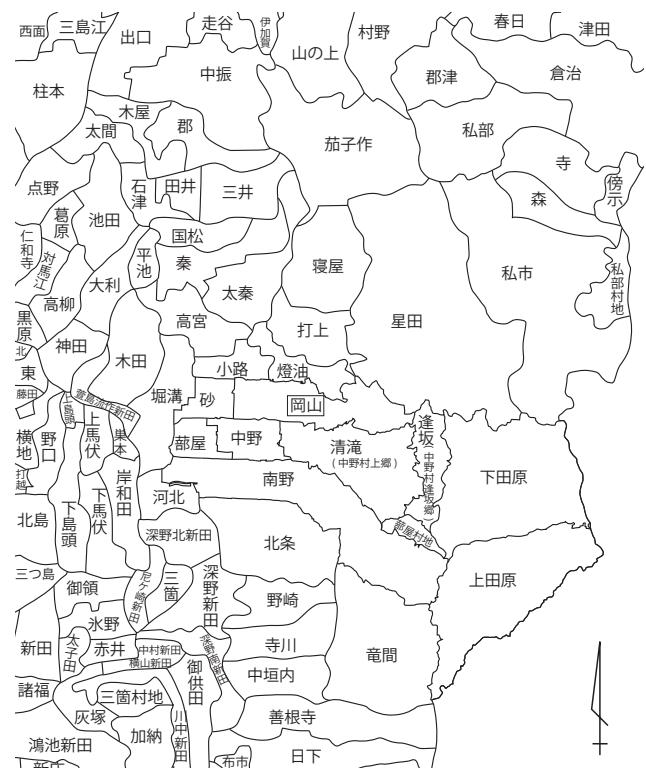


図1 岡山村周辺村々分布図  
明治22年8月31日(市町村制施行直前)  
(『大阪百年史』1968年の付図を参考に作成)

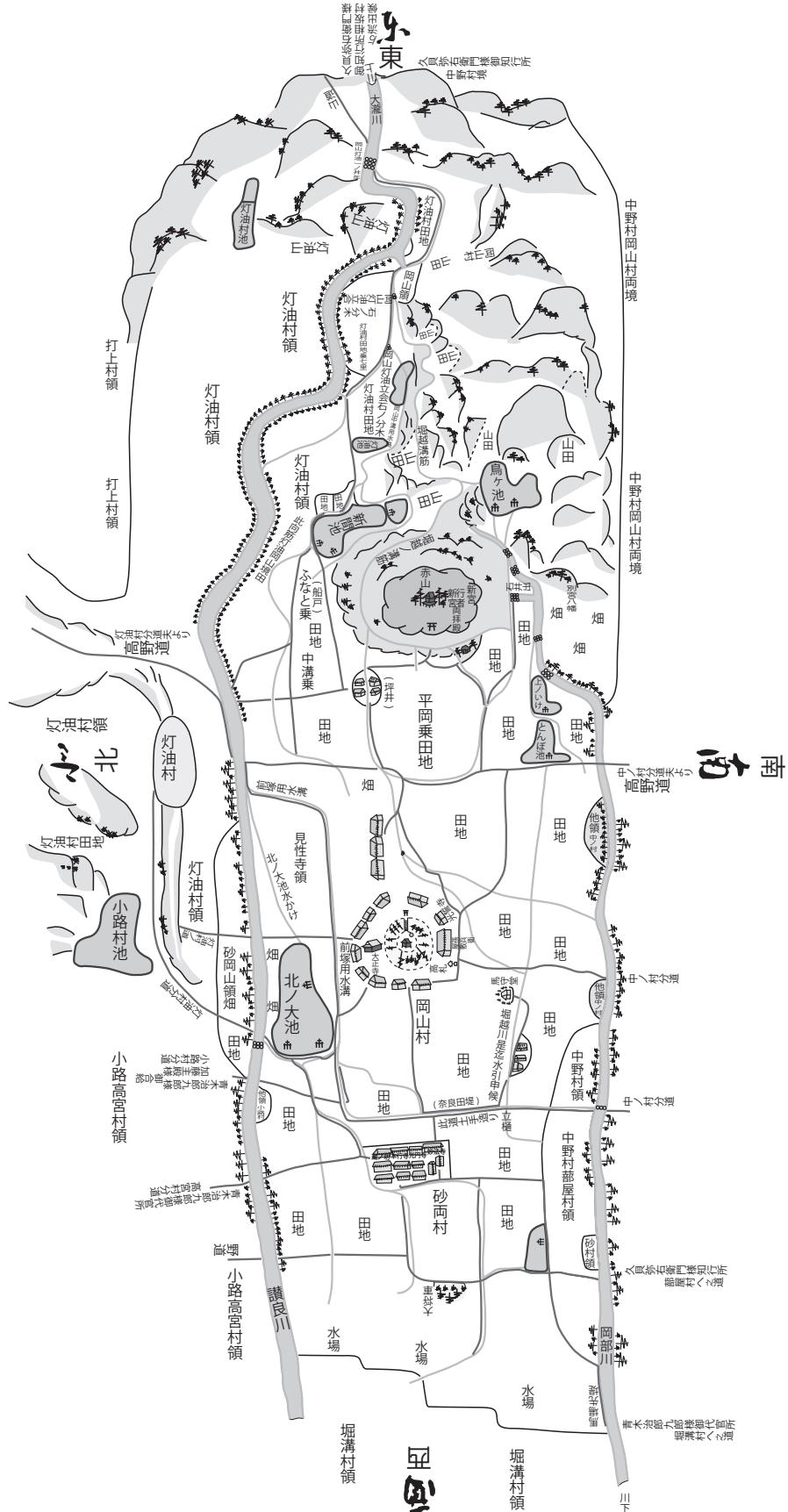


図2 岡山村絵図(模式図) 市史6巻より  
( )内は筆者注記

れ、一たん焼き払われたのを、この者たちが新たに再開発し、元和年間の検地で高請（土地所持を認められ、年貢納入の責任を持つもの）したのはこの十四軒だったといい、そうして他の者たちに土地・家・農具を貸与して村を形成してきたという由緒を語っている。つまりもともとこの村の土地保有者はこの長百姓たちに限られたものであり、そのため年貢納入や村入用勘定など村政全般をこの長百姓家が担つてきており、いわば長百姓体制ともいえるような村政が展開していたと思われる所以ある。

文化一四年（一八一七）の名寄帳を見ると岡山村の持高構成は無高（水呑）と一石未満という極零細層が五〇軒、一石～五石未満は二九軒で、この二つの階層で八割を占め、中間層（五石～一〇石未満）はわずか七軒で、これらを合わせても一三〇～四〇石にしかならない。残り三三六、五一三石という大半の土地は持高一〇石以上の家々一三軒によって所持されている。これは村高の約七〇%に当たる。つまり当時の岡山村は少数の大土地所持者と大多数の零細・無高層に分かれていた。おそらくこの十三軒は先の長百姓家にあたるであろう。文政六年（一八一三）この体制に抗議して、村方勘定立会を要求するものが出てきて高槻藩預り役所へ訴えがなされた。結果は不明であるが、長百姓たちはこのようないことが認められるなら、村政は崩れかねないので自分たちを御役御免にしていただきたいとまで述べている（当村長百姓願書写『四條畷市史』第二卷、二四三～四四〇頁）。

今回資料集に掲載した文書の主要な一つは右のような長百姓体制の動搖に関連すると思われるもので、一はその一人甚兵衛が砂岡三か村に所有する四町六反武畝一六歩（分米六一石五斗）の田地を銀一二九貫六三六外で他領の者へ譲渡売却したことによる村政の動搖である。先の名寄

帳では甚兵衛家は村内だけで一七一筆、合計七九石四斗三升四合を所持する飛びぬけた大土地所持者であった。その家が持高の大半を売却したことによる村への影響とその買戻し訴訟である。

それに関連するもう一つは氏神支配に関わり、高橋孫兵衛が従来の「村中支配」から「高橋孫兵衛相支配」へ変更しようとした動きとそれに対し、その差し止めを求める村民氏子たちの対抗の動きである。これも長百姓支配の問題とかかわっていると思われる。

さて岡山村ははじめ幕府領、その後寛永二年（一六三四）から元禄元年（一六八八）まで大坂町奉行の領知、その後小田原藩領（元禄七年～延享四年・一七四七）となつたあと、再び幕府領となり、その間一時高槻藩預り所となるが、文久二年（一八六二）京都守護職に就いた会津藩の役知となつた。収録した文書のもう一つの一群はこの会津藩役知に伴う年貢納入とその在払いにかかる一連の文書である。京都ではなく大坂相場での納入願、そして村々から働きかけて在払い（大坂で年貢を売却するのではなく地元の村々で売却する方法）が領主・百姓双方にとつて有利であることを進言し、三千石の在払いを実現させる。だが、はたして進言通りに成功したかどうか、その点は史料を見てご確認いただきたい。

収録した主要な一連文書は以上のようにあるが、支配・水利・治安・人別などにかかわり興味を引く諸文書をも収録した。いずれも幕末期の社会状況にかかるものが多い。それら個々については各史料ごとに簡単な解説を付したので参考しながらご覧いただきたい。なお参考のため

（山中浩之）